

## 第4回食肉の表示に関する検討会の概要

### 和牛について

黒毛和種等の品種であることを証明すれば良いのであって「国内で生まれ育ったもの」との記載がない方が定義として明確になるのではないかと。海外のものでも証明できるものであれば「和牛」と表示して良いのではないかと。

海外で曖昧な形で証明、流通しているものが、そのまま「和牛」と表示されることを防ぐ目的でも「国内で生まれ育った」という記載は必要。

海外において和牛と同等であると証明ができない現状では「国内で生まれ育った」という記載が良い。

牛肉表示に対する関心のポイントは品種と生まれ育った所。このため「国内で生まれ育った」と入れておくことが良いのではないかと。

以上のような議論を踏まえ、最終的には「黒毛和種等の品種の牛として国内で生まれ育ったことが、登録制度等により証明でき、トレーサビリティ制度により確認できるものが「和牛」と表示できることとする」との方針が了承された。

### 黒豚について

表示は消費者が買うための道しるべ。国産の黒豚は外国産とは異なり、紛らわしい表示が入り込まないようにしてほしい。そのため「黒豚」を国産に限るものとしていただければありがたい。

これまでも純粋バークシャー種を「黒豚」というルールが定着しており、国内で生まれ育ったものに限る必要はない。

同一品種に「黒豚」と「バークシャー」の2つの名があるのはおかしい。流通実態を踏まえれば産地を明記して区分する方が現実的。

以上のような議論を踏まえ、最終的には「国産の「黒豚」との誤認を防ぐため、シール等の任意表示においても「黒豚」と表示する場合には必ず原産地を併記することとする」との方針が了承された。

